

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和4年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区 分 部 局 名	書面調査(令和4年5月)
知 事 部 局	147
教 育 委 員 会	144 (23)
警 察 本 部	64
議 会 ・ 各 委 員 (会)	6
合 計	361 (23)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和4.4.1現在)

(単位：人)

区 分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,837	4,563	2,274	124	118	6	1,120	413	707
教 育 委 員 会	6,877	3,898	2,979	50	47	3	863	438	425
警 察 本 部	4,119	3,528	591	7	7	0	189	145	44
議 会 ・ 各 委 員 (会)	98	65	33	3	3	0	7	0	7
合 計	17,931	12,054	5,877	184	175	9	2,179	996	1,183

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 4. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	33	0	33	33	0	33
	出 先	95	15	110	109	1	110
	計	128	15	143	142	1	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	64	56	120	117	3	120
	計	74	56	130	127	3	130
警 察 本 部	本 庁	32	3	35	24	11	35
	出 先	9	20	29	8	21	29
	計	41	23	64	32	32	64
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	81	3	84	73	11	84
	出 先	168	91	259	234	25	259
	合 計	249	94	343	307	36	343

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	21.6	18.8	19.4	18.8	17.6	17.1	19.3	18.0	17.6	18.3	20.2	27.5	19.5
教 育 委 員 会	21.4	15.3	16.2	15.7	11.3	17.2	17.3	17.8	14.9	13.0	16.3	24.5	16.7
警 察 本 部	23.9	26.8	23.3	29.3	24.6	25.9	25.9	27.5	29.2	30.4	27.0	24.6	26.5
議会・各委員（会）	9.5	13.0	16.4	14.2	16.9	21.9	26.4	14.7	13.1	11.1	12.7	18.3	15.7
全 平 均	22.4	21.8	20.7	22.8	20.0	20.7	21.9	21.9	22.1	22.8	22.7	26.0	22.2

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	711	510	559	476	409	432	548	463	437	524	616	1,005	6,690
	15.3	11.0	12.1	10.4	8.9	9.4	11.9	10.1	9.5	11.4	13.4	21.9	12.1
教 育 委 員 会	88	33	52	80	19	86	55	82	38	38	43	106	720
	14.3	5.4	8.5	13.1	3.1	14.0	9.0	13.5	6.2	6.2	7.0	17.4	9.8
警 察 本 部	103	179	63	271	98	158	168	176	229	269	183	152	2,049
	2.8	5.0	1.8	7.5	2.7	4.4	4.6	4.9	6.3	7.4	5.0	4.1	4.7
議会・各委員（会）	3	2	5	1	5	7	8	4	3	4	4	5	51
	4.8	3.3	8.3	1.7	8.3	11.7	13.1	6.6	4.9	6.6	6.6	8.2	7.0
全 平 均	905	724	679	828	531	683	779	725	707	835	846	1,268	9,510
	10.1	8.1	7.7	9.3	6.0	7.7	8.8	8.2	7.9	9.4	9.5	14.1	8.9

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数 (令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31)

(単位：人)

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	14 (7)	1 (0)	15 (7)
教育委員会	13 (5)	4 (2)	17 (7)
警察本部	2 (0)	0 (0)	2 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	29 (12)	5 (2)	34 (14)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数 (令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31)

(単位：人)

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	2 (2)	0 (0)	2 (2)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	31 (0)	4 (0)	35 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	33 (2)	4 (0)	37 (2)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数 (令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31)

(単位：人)

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	1 (1)	0 (0)	1 (1)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	4 (0)	0 (0)	4 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	5 (1)	0 (0)	5 (1)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	818	16,360	16,162	7,653	9.4	23.5
	非管理職	4,636	92,647	80,870	56,890	12.3	32.8
	合計	5,454	109,007	97,032	64,543	11.8	31.3
教育委員会	管理職	427	8,540	8,522	2,956	6.9	17.3
	非管理職	5,476	107,859	98,086	66,629	12.2	32.4
	合計	5,903	116,399	106,608	69,585	11.8	31.2
警察本部	管理職	150	3,000	2,987	1,804	12.0	30.1
	非管理職	3,731	74,491	70,842	45,425	12.2	31.3
	合計	3,881	77,491	73,829	47,229	12.2	31.2
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	311	10.7	26.8
	非管理職	62	1,232	1,175	735	11.9	30.5
	合計	91	1,812	1,755	1,046	11.5	29.3
合計	管理職	1,424	28,480	28,251	12,724	8.9	22.4
	非管理職	13,905	276,229	250,973	169,679	12.2	32.2
	合計	15,329	304,709	279,224	182,403	11.9	31.2

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和3年12月31日時点の在籍者であり、会計年度任用職員を除くため、30頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	4	124	345	226	85	32	2
	非管理職	27	344	1,399	1,270	932	608	56
	合計	31	468	1,744	1,496	1,017	640	58
教育委員会	管理職	6	143	169	77	25	6	1
	非管理職	54	565	1,369	1,508	1,322	625	33
	合計	60	708	1,538	1,585	1,347	631	34
警察本部	管理職	0	3	42	64	35	6	0
	非管理職	13	281	898	1,306	941	280	12
	合計	13	284	940	1,370	976	286	12
議会・各委員(会)	管理職	0	5	8	10	3	3	0
	非管理職	0	5	15	27	5	9	1
	合計	0	10	23	37	8	12	1
合計	管理職	10	275	564	377	148	47	3
	非管理職	94	1,195	3,681	4,111	3,200	1,522	102
	合計	104	1,470	4,245	4,488	3,348	1,569	105

カ 病気休暇の取得状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	14,798	243
		2,953	250
	実人数	394	20
教 育 委 員 会	日 時	9,160	217
		538	89
	実人数	300	30
警 察 本 部	日 時	3,181	234
		368	4
	実人数	72	8
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	143	0
		206	0
	実人数	3	0
合 計	日 時	27,282	694
		4,065	343
	実人数	769	58

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分								
		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	
知 事 部 局	日 時	5,500	259	330	142	49	/	/	/	
		/	191	282	131	262	60	14,625	32,575	
	実人数	62	115	105	25	36	1	7	23	
教 育 委 員 会	日 時	6,732	155	128	117	73	/	/	/	
		/	179	229	94	296	0	0	5,295	
	実人数	76	80	54	27	51	0	0	2	
警 察 本 部	日 時	2,731	430	672	86	52	/	/	/	
		/	4	29	16	27	0	0	17,550	
	実人数	32	148	152	11	18	0	0	2	
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	102	0	0	0	0	/	/	/	
		/	0	0	0	0	0	0	0	
	実人数	1	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	日 時	15,065	844	1,130	345	174	/	/	/	
		/	374	540	241	585	60	14,625	55,420	
	実人数	171	343	311	63	105	1	7	27	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	1,604	1,130	144	32	258	26,273	0	0	351	3,443
		6,919	7,571	448	220	/	(4.9)	/	4	/	19,889
	実人数	808	430	52	16	59	5,322	0	1	142	3,669
教 育 委 員 会	日 時	1,570	2,276	289	478	115	28,019	4	8	502	7,977
		5,078	7,090	956	1,222	/	(4.9)	/	7	/	20,689
	実人数	822	783	149	196	39	5,742	2	2	196	4,861
警 察 本 部	日 時	2,019	725	42	10	156	18,912	0	0	77	3,196
		762	586	14	12	/	(5.0)	/	0	/	5,097
	実人数	851	154	11	6	39	3,865	0	0	32	2,820
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	27	4	0	0	0	435	0	0	0	54
		184	126	0	0	/	(4.9)	/	0	/	387
	実人数	11	4	0	0	0	88	0	0	0	60
合 計	日 時	5,220	4,135	475	520	529	73,639	4	8	930	14,670
		12,943	15,373	1,418	1,454	/	(4.9)	/	11	/	46,062
	実人数	2,492	1,371	212	218	137	15,017	2	3	370	11,410

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業					休職				
		部分休業					病 気 休 職		専 従 休 職	分 限 条 例 第 2 条 第 1 号 の 規 定 に よ る 休 職	そ の 他 の 休 職
		自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	同 学 部 分 休 業	高 齢 者 部 分 休 業	私 傷 病	公 務			
知 事 部 局	日	0	/	0	/	/	10,755	0	823	0	0
	分	/	/	/	5,580	11,400	/	/	/	/	/
	人数	0	/	0	1	1	51	0	3	0	0
教 育 委 員 会	日	365	0	0	/	/	3,305	6	365	0	0
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/
	人数	1	0	0	0	0	24	1	1	0	0
警 察 本 部	日	0	/	0	/	/	1,309	90	0	0	0
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/
	人数	0	/	0	0	0	7	1	0	0	0
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日	0	/	0	/	/	172	0	0	0	0
	分	/	/	/	0	0	/	/	/	/	/
	人数	0	/	0	0	0	1	0	0	0	0
合 計	日	365	0	0	/	/	15,541	96	1,188	0	0
	分	/	/	/	5,580	11,400	/	/	/	/	/
	人数	1	0	0	1	1	83	2	4	0	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育 児 休 業		部 分 休 業		
		使用 者	日 数	使用 者	承認期間(日)	時間数(分)
知 事 部 局	177	166	23,347	41	5,114	326,023
	(123)	(67)	(2,759)	(5)	(262)	(17,880)
教 育 委 員 会	155	154	31,502	26	2,828	148,485
	(88)	(9)	(903)	(0)	(0)	(0)
警 察 本 部	184	78	13,918	15	1,795	84,960
	(158)	(22)	(352)	(0)	(0)	(0)
議 会 ・ 各 委 員 (会)	1	3	737	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	517	401	69,504	82	9,737	559,468
	(369)	(98)	(4,014)	(5)	(262)	(17,880)

注1 「対象者」とは「令和3年以内に子どもが生まれた職員」の人数である。

注2 「使用者」とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(令和2年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、令和3年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和3.1.1～令和3.12.31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	819	3
教育委員会	861	4
警察本部	991	2
議会・各委員(会)	10	1
合計	2,681	10

注 「対象者」とは、令和3年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和3.1.1～令和3.12.31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 取得人数		取得時間数 取得人数	
知事部局	日	325	日	
	時	965	時	
	分		分	960
	人数	6	人数	1
教育委員会	日	281	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
警察本部	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
議会・各委員(会)	日	82	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
合計	日	688	日	
	時	965	時	
	分		分	960
	人数	11	人数	1

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和3年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,210 人	4,894 人	6,679 人
	受 診 者 (B)	2,180 人	4,863 人	6,565 人
	有 所 見 者 (C)	1,566 人	4,616 人	1,247 人
	受 診 率 (B/A)	98.6%	99.4%	98.3%
	有 所 見 率 (C/B)	71.8%	94.9%	19.0%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,350 人	5,599 人	125 人
	受 診 者 (B)	1,350 人	5,582 人	116 人
	有 所 見 者 (C)	891 人	4,494 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	99.7%	92.8%
	有 所 見 率 (C/B)	66.0%	80.5%	1.7%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,520 人	2,626 人	2,378 人
	受 診 者 (B)	1,515 人	2,621 人	2,370 人
	有 所 見 者 (C)	1,188 人	2,447 人	1,921 人
	受 診 率 (B/A)	99.7%	99.8%	99.7%
	有 所 見 率 (C/B)	78.4%	93.4%	81.1%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	23 人	80 人	51 人
	受 診 者 (B)	23 人	78 人	51 人
	有 所 見 者 (C)	15 人	75 人	3 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	97.5%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	65.2%	96.2%	5.9%
合 計	対 象 者 (A)	5,103 人	13,199 人	9,233 人
	受 診 者 (B)	5,068 人	13,144 人	9,102 人
	有 所 見 者 (C)	3,660 人	11,632 人	3,173 人
	受 診 率 (B/A)	99.3%	99.6%	98.6%
	有 所 見 率 (C/B)	72.2%	88.5%	34.9%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和3.1.1～令和3.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害		通勤災害		合計
	公務災害	通勤災害	通勤災害	公務災害	
知事部局	31	12			43
教育委員会	44	3			47
警察本部	24	5			29
議会・各委員(会)	0	1			1
合計	99	21			120

セ 安全衛生管理体制(令和4.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
		知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	15
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	13	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	67	67	67	67
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	24	23	24	24
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	109	105	109	109
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	13	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
		知事部局	人事委員会	0	0
	労働基準監督署	16	16	12	12
教育委員会	人事委員会	0	0	49	49
警察本部	人事委員会	0	0	12	12
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	98	98
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和4年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
4. 5. 13	第10号	4. 5. 13	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、国際研究産業都市推進監、企業誘致担当課長、養護教育センター課長を削除した。
4. 12. 23	第23号	5. 4. 1	○ 任命権者への再就職の届出を要しない場合として、再任用職員を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加した。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
4. 9. 16	第17号	4. 10. 1	○ 育児休暇のための休暇の対象期間を、「出産日の8週間後の日まで」から「出産日以後1年を経過する日まで」に拡大した。
4. 12. 23	第20号	5. 4. 1	○ 定年前再任用短時間勤務制の新設に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 17	第4号	5. 4. 1	○ 子育て休暇の対象となる子の範囲を、「義務教育終了前の子」から「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に拡大した。

○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
4. 9. 16	第18号	4. 10. 1	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、子が1歳以降の非常勤職員が、育児休業を柔軟に取得することが認められる特別の事情を規定したほか、所要の改正を行った。
4. 12. 23	第22号	5. 4. 1	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

○ 人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
4. 12. 23	第21号	5. 4. 1	○ 定年前再任用短時間勤務制の新設に伴い、所要の改正を行った。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
5. 2. 21	第2号	5. 2. 21	○ 第2条で規定する任命権者が職員を派遣することができる公益的法人等について、別表第2のうち、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を削除した。

○ 職務に専念する義務を免除されることができると定める件の一部を改正する件

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
4. 6. 28	第1号	4. 7. 1	○ 職員がその職務に専念する義務を免除されることができると定める件のうち、教員免許状更新講習を受ける場合（第3号）を削除した。